

**外貨建て金利スワップ取引の取扱い休止に伴う
金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正について**

I. 改正趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務について、円以外の通貨の金利スワップ取引（以下「外貨建て金利スワップ取引」という。）の取扱いを休止するべく、金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いについて、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

1. 外貨建て金利スワップ取引に関連する適格金利スワップ取引の要件の取扱い

- ・ 適格金利スワップ取引の要件のうち、外貨建て金利スワップ取引に係る要件の取扱いについて、当社が公示で定めるものとする。

2. 公示による定め

- ・ 1. に係る改正を受け、2020年4月1日付の公示により、当面の間、適格金利スワップ取引の要件から、変動金利の決定方法が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第9条第5号eからgまでに規定するもの（USD-LIBOR-BBA、EUR-EURIBOR-Telera、EUR-EURIBOR-Retters及びAUD-BBR-BBSW）について除外する。

（備考）

・ 金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第9条

III. 施行日

2020年4月1日から施行する。

以 上

金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(適格金利スワップ取引の要件)</p> <p>第9条 業務方法書第2条第1項第47号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件(有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件)とする。<u>ただし、第5号eからgまでに掲げる事項の取扱いは、当社が公示により定める。</u></p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(適格金利スワップ取引の要件)</p> <p>第9条 業務方法書第2条第1項第47号に規定する当社が定める要件は、次に掲げるすべての要件(有価証券等清算取次ぎの委託に基づいて成立する清算参加者間の金利スワップ取引及び損失回避取引については、第1号を除くすべての要件)とする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p>